

Ⅱ-1

学ほう

契約ってどんなこと？

『契約』というと、契約書を交わして印鑑を押す場面を想像するかもしれませんが、実は毎日の生活の中で、たくさんの契約が成立しています。たとえば、買い物をしたり、乗り物に乗ることも契約の一種。契約が成立すれば、契約書を交わしていなくても、「権利と義務」が発生します。

すべての取引は契約といえます



こんな場面でも契約が成立しています

パン屋さんが声をかけお母さんが購入の意思を示したら『契約』が成立したことになります。
口約束でも契約は成立します。

代金を受け取る権利

代金の支払いをする義務

合意

商品をわたす義務

商品を受け取る権利

このような場面で、契約を意識する人は少ないかもしれませんが、しかし**契約が成立したら、一方的に解消することは、原則としてできない**ことを覚えておきましょう。

Ⅱ-2

契約の基礎知識

■ 契約って？

契約とは法律による責任が生じる約束のこと。

私たちはあまり意識していませんが、毎日多くの契約をくり返して生活しています。いろいろな商品を購入する、サービスを利用するなど、これらはすべて契約です。

■ 契約はいつ成立するの？

商品やサービスなどを「買う人」「売る人」双方の意思が合致（合意）したときに成立します。『口約束』でも成立します。（民法555条）



一度成立した契約は、自分の都合で勝手に解消することはできません。買い物で後悔しないためには、同じ商品がもっと安く売られているお店はないのかなど、購入前に情報収集しておくことが大切です。

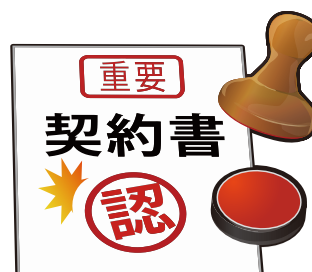
また、買う人売る人双方に権利と義務が生じ、これを守らない場合は法律により強制されたり、「損害賠償」の責任を負うこともあります。

■ 契約書って必要？

その場で商品の引き渡しと代金の支払いが完了する場合は、契約書が作成されることはほとんどありませんが、後日引き渡される場合や高額な商品などは、契約内容を書面で確認できるように契約書を作成することがあります。

また、法律で事業者に契約書の交付がある契約もあります。

契約書を作る場合は、「契約書の内容で契約する」ことになるので、署名や押印する前に契約書をよく確認する必要があります。



未成年者の契約



未成年者は、判断能力の未熟さから悪質商法のターゲットにされやすいため、契約する場合は原則として法定代理人（親または後見人）の同意を得なければならないとされています。

親などの同意のない契約は、親や本人が取り消すことができます。しかし、未成年でも次の場合は契約の取り消しはできません。

- ① お小遣い等で許された範囲での契約
- ② 「成人である」「親の同意を得ている」と自分から騙した場合
- ③ 結婚している場合

Ⅱ-3 クレジットについて

クレジットカードがあれば、手元にお金がなくても欲しいものを買うことができるので便利。でも借金と同じ！

クレジット契約は、商品（サービス）を購入するとき、あなたを信用して、クレジット会社が代金を立替払いし、後日あなたがクレジット会社に返済する契約で、返済額には手数料名目の利息が加算される。つまり、借金の契約と同じ。

クレジットカードの仕組み

クレジットの種類

- ① 個別クレジット（購入の都度クレジット契約） ② 包括クレジット（クレジットカード）



あらかじめクレジットカードを発行してもらい、カードの加盟店でカードを提示して利用限度額の範囲内で商品を購入できます。

クレジットカードの契約は消費者と販売店、クレジット会社の三者間の契約です。



クレジットカードの支払方法

支払方法	支払方法の選択	手数料(利息)
一括払い	1回払い(カード会社の規定によりボーナス1回払いも)	かからない
分割払い	購入の都度支払回数を決めて支払う3/6/10/24/36回払いなど	購入金額と支払回数に応じた手数料がかかる
リボルビング払い(リボ払い)	毎月一定額(一定率)で支払う	支払残高に応じた手数料がかかる

利用上の注意

- ・借金をしてまで購入する必要があるものなのかをよく考える。お金を貯めて欲しいものを買うことが基本です。
- ・購入時には利用伝票をチェックする。たとえ間違っていないサインした金額が利用額になる。
- ・利用伝票を保管し、クレジット会社から送られてくる利用明細と照合する。
- ・支払は確実に。銀行引き落としは入金を忘れない。支払不良の場合遅延損害金が発生する。
- ・お金を借りる「キャッシング」は、消費者金融から借金するのと同じで即利息がかかる。

名義貸しについて

「クレジットカード」や消費者金融などの「キャッシングカード」を友達に貸して、友だちが利用したとしても、請求されるのは名義人であるあなたです。また、「支払は自分でするから名前を貸して」と頼まれ、自分の名前でカードをつくったところ、友達は支払えず連絡も取れなくなり、自分に請求督促がきたが払えない、という相談もあります。



Ⅱ-4 契約を解除したい時にはクーリング・オフ制度がある

■ クーリング・オフ制度って？

訪問販売や電話勧誘などで、不意打ち的に契約してしまった場合、**契約書面を受け取った日から一定期間**であれば**無条件で契約を解除することができる**制度です。

たとえば、パソコン教室や語学教室など、受けてみないと効果が分からないものを契約して料金を前払いした場合や、強引な訪問販売などが対象となります。また、これら特定のサービスでは中途解約ができる場合もあります。詳しくは「消費者ホットライン188」へ電話したり、消費生活センターなどに相談しましょう。



クーリング・オフができる取引内容

- ・訪問販売（キャッチセールスなども含む）
- ・電話勧誘販売
- ・特定継続的役務提供（エステサロン・語学教室・家庭教師・パソコン教室など）
- ・訪問買取

- ・連鎖販売取引（マルチ商法）
- ・業務提供誘引販売取引（内職・モニター商法など）

（※3,000円未満の現金取引や乗用自動車など一部を除く）

可能な期間

8日以内

20日以内

■ クーリング・オフの方法は？

- ①ハガキに契約解除の旨を記載し、両面をコピーして控えを残します。
- ②送ったことが証明できるよう郵便局窓口から「特定記録郵便」または「簡易書留」で出します。

※支払ったお金は全額返金されます。商品の引取料は業者負担となり、商品を使用したり、サービスを利用したり、工事が終わっていても契約は解除できます。

契約解除通知書

契約年月日 平成○年○月○日
商品名 ○○○○
契約金額 ○○○○円
販売会社名 ○○株式会社○営業所
担当者名 ○○○氏
上記日付の契約を解除します。
尚、支払い済の○○○円をすみやかに返金し、商品を引きとってください。
平成○年○月○日
契約者住所 ○○市○○区○○町○○番地
氏名 ○○○○

郵便はがき

〒000000

市○○町○○番地

株式会社
代表者
○○様

一部でも使用してしまった消耗品など、クーリング・オフが適用されないケースもあり、また、インターネット等による通信販売は対象外なので注意しましょう。

■ クーリング・オフの期間が過ぎても、事業者の不適切な勧誘で結んだ契約は、一定期間なら取り消すことができます。

消費者契約法は消費者と事業者間で締結されるあらゆる契約（消費者契約）が対象となっています。

事業者は下記の理由を示して取り消しの意思表示を通知しますが、一方的に取り消しできるものではありません。

消費者による契約の取り消しが認められる

1 重要なことに関して事実と違う説明をされた



2 居座って帰ってくれない、帰りたいのに



3 有利なことばかり強調して、不利なことをわざと言わなかった



4 将来の不確実なことを断定的に説明した



5 事業者が消費者にとって通常必要とする量を著しく超えていると知りながら、商品を購入するよう勧誘した場合（過量契約取消規定）



6 事実と異なることを告げられ、困惑して契約した場合（「重要事項」の範囲拡大）



※消費者による契約の取消権の行使期間（短期）は、従来の6ヵ月から1年に伸長されました。

① 取消の期間は？

誤認に気がついたとき、または困惑状態から脱したときから1年、契約のときから5年以内です。

② 取消の方法は？

事業者に対して特定記録郵便や簡易書留郵便などで通知します（取消期間内の相手に届くように出します）。事業者から反論が出た場合は裁判になる可能性があります。立証責任は消費者にあるので、事業者に通知したコピーなど証拠を残しておきましょう。



消費者の権利を不当に害する契約条項は無効。

1 事業者の損害賠償を免除・制限する条項



2 消費者の利益を一方的に害する条項



3 不当に高額なキャンセル料・延滞料の条項



4 消費者の解除権を放棄させる条項



5 消費者の利益を一方的に害する条項（例示の追加）



ただし、その条項が無効になったからといって、その契約自体が無効になったということではありません。常識的な範囲で事業者に責任を負わせたり、遅延損害金が減額されたりすることになります。



取り消し 有効に成立した契約が、取り消しの意思表示をした場合に、さかのぼって無効になります。

無効 法律行為がはじめから効果がないことをいいます。